利用上の注意

本編は、平成14年11月1日現在で実施した「平成14年特定サービス産業実態調査」の調査結果について取りまとめたものである。

特定サービス産業実態調査について

1.調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2.調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第13号)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。 なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3.調査の期日

平成14年特定サービス産業実態調査は、平成14年11月1日現在で実施した。

4.調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H-情報通信業」、「大分類K-金融・保険業」、「大分類O-教育、学習支援業」及び「大分類Q-サービス業(他に分類されないもの)」に属する、主として対事業所サービス及び対個人サービスの業務を営む事業所(又は企業)のうち、経済産業大臣が指定したものである。

平成14年特定サービス産業実態調査は、次に掲げる業種に属する業務を営む事業所又は企業を対象としている。

平成14年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

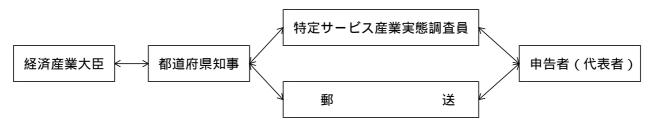
調査業種	調 査 対 象 の 範 囲
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881-各種物品賃貸業、小分類882-産業用機械器 具賃貸業及び小分類883-事務用機械器具賃貸業に属する業務を営む事業所。
情報サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・ 提供サービス業に属する業務を営む事業所。
クレジットカード業	日本標準産業分類に掲げる細分類6431-クレジットカード業に属する業務を営む企業。
葬 儀 業	日本標準産業分類に掲げる細分類8361-葬儀業及び細分類8363-冠婚葬祭互助会のうち葬儀に属する業務を営む事業所。
フィットネスクラブ	日本標準産業分類に掲げる細分類7747‐フィットネスクラブに属する業務を営む事業所。
カルチャーセンター	日本標準産業分類に掲げる細分類7749-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー 教室(総合的なもの)に属する業務を営む事業所。
結 婚 式 場 業	日本標準産業分類に掲げる細分類8362-結婚式場業及び細分類8363-冠婚葬祭互助会のうち婚礼に属する業務を営む事業所。
外国語会話教室	日本標準産業分類に掲げる細分類7745-外国語会話教授業に属する業務を営む企業。
エステティック業	日本標準産業分類に掲げる細分類8292-エステティック業に属する業務を営む事業所。

- 注:1.調査業種の具体例などの詳細は、各業種編の「利用上の注意」を参照してください。
 - 2.調査対象には、当該業務を主としないもの(兼業)を含む。

5.調査の方法及び経路

特定サービス産業実態調査の調査方法は、経済産業大臣が指定した対象事業所又は企業に対し、都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員または郵送により配布された当該業種の調査票に対し申告者が自ら記入する方法(自計方式)による。

なお、調査経路は以下のとおりである。



6.調査票の種類及び調査内容

平成14年特定サービス産業実態調査は、毎年調査である物品賃貸業、情報サービス業の2業種に、ローテーション業種(3年周期)である対個人サービス業(教養・生活関連産業)の7業種を加えた9業種それぞれの調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

7. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約8か月後に公表、確報を約12か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

8. 記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下の通りである。
 - 「-」は該当数値なし、「...」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。
 - 「」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した個所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する個所は、「」で表した。
- (2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

9. その他の注意事項

- (1)この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成14 年特定サービス産業実態調査報告書」による旨を明記してください。
- (2)この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室 電話 03(3501)1511 (内線 2898)、03(3501)3892 (ダイヤルイン) 統計アクセス用URL http://www.meti.go.jp/statistics/index.html